

## 広島県北部バスケットボール協会規約

### 第 1 章 総則

#### (設立)

第 1 条 1990 年（平成 2 年）「広島県北部バスケットボール協会」を設立。

初代会長 故・三上正浩 氏

#### (名称)

第 2 条 この組織は、広島県北部バスケットボール協会（以下県北協会）と称する。

#### (事務所)

第 3 条 主たる事務所を県北に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

#### (目的)

第 4 条 一般財団法人広島県バスケットボール協会に加盟し、広島県北部におけるバスケットボール競技界を統轄し、かつ、これを代表する団体として、バスケットボール競技の普及・振興を図るとともに、競技力の向上をめざし、もって県北地域の生涯にわたるスポーツ活動の推進に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの普及・振興のための事業
- (2) バスケットボールの競技力向上のための事業
- (3) バスケットボールに関する技術の調査研究
- (4) バスケットボール指導者及び審判員の育成と養成
- (5) バスケットボールに関する大会及び競技会等の実施
- (6) バスケットボールに関する大会及び競技会等の後援等
- (7) バスケットボールに関する記録の編集及び情報の収集並びに提供
- (8) バスケットボールに関する功労者・優秀選手等の表彰
- (9) 一般財団法人広島県バスケットボール協会との相互連携
- (10) 各種スポーツイベントの企画、立案及び運営
- (11) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

#### (事業年度)

第 6 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 3 章 役員

(役員の設定)

第 7 条 県北協会に、次の役員を設置する。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 理事のうち、1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を理事長とする。
- (3) 会長、副会長、理事長は理事会の決議により選任する。
- (4) 会長は、副会長、理事長を兼ねることができない。

(理事の職務及び選任)

第 8 条 理事は理事会を構成し、規約に基づき、職務を執行する。

- (5) 理事は、会長が任命し、理事会の決議によって選任する。
- (6) 会長は、県北協会を代表し、その業務を執行する。
- (7) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序に従い、その職務を代行する。

(役員任期及び定年)

第 9 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- (8) 補欠若しくは増員により選任された理事は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- (9) 役員は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事としての権利義務を有する。
- (10) 役員は、定年は、一般財団法人広島県バスケットボール協会に準ずるものとする。  
※定年は 68 歳となる年度までとする。ただし顧問は 1 年、参与は終身とする。

(役員解任)

第 10 条 理事は次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 11 条 理事は、無報酬とする。ただし、会長もしくは理事会で必要と判断した場合に限り報酬を支給することができる。

## 第4章 理事会

### (構成)

第12条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第13条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定、その他必要事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長の選定及び解職

### (種類及び開催)

第14条 理事会は定時理事会及び臨時理事会とする。

- (2) 定時理事会は、毎事業年度に1回以上開催する。
- (3) 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第15条 理事会は、会長が書面又は電磁的方法にて招集する。

- (2) 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

### (議長)

第16条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

### (決議)

第17条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (2) 前項前段における場合において議長は理事として議決に加わることはできない。

### (議事録)

第18条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- (2) 出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

### (決議の省略)

第19条 会長、副会長、理事長が理事会の目的である事項について提案した場合において、

当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会への報告及び省略）

第 20 条 理事は、理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

## 第 5 章 顧問及び参与

（顧問及び参与）

第 21 条 県北協会に顧問及び参与を置くことができる。

- （2） 顧問及び参与は、理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- （3） 顧問は会長の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応じる。
- （4） 顧問及び参与の任期は、理事会で解任されるまでとする。
- （5） 顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第 6 章 専門委員会

（専門委員会）

第 22 条 この法人の業務遂行上必要なときは、理事会の決議を経て、各種専門委員会を設けることができる。

- （2） 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

## 第 7 章 事務局

（事務局）

第 23 条 県北協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- （2） 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 8 章 解散

（解散）

第 24 条 理事会において全ての理事の 3 / 4 以上の挙手により解散する。

- （2） 解散時の財産は各カテゴリーに次の割合で配分する。

U12 3 割 ・ U15 3 割 ・ 高体連 3 割 ・ 一般 1 割

## 附則

- （1） 所属団体他：U12（北部） U15（北部） 高体連専門部（北部） 一般（北部）  
一般財団法人広島県バスケットボール協会審判委員（北部）  
その他関係団体及び個人

(2) 主な事業： 審判・TO 講習会 県北バスケットボールフェスティバル  
審判派遣 県北バスケットボールリーグ

1990年7月1日 実施

2000年4月1日 一部改訂

2010年4月1日 一部改訂

2014年7月1日 一部改訂

2020年4月16日 改訂

2024年4月1日 一部改訂